

季刊 戦争責任研究

第66号

2009年冬季号

特集 韓国併合100年——植民地支配を問い直す

韓国併合100年をどうとらえるか 荒井信一 2

宗主国／植民地における「臣民」とジェンダー 金 富子 11

——兵役義務・参政権・義務教育制

日韓国交正常化と残された課題 吉澤文寿 24

韓国における過去事清算と歴史論争 河棕文 33

【資料紹介】戦争体験記・部隊史にみる日本軍「慰安婦」①

..... 日本の戦争責任資料センター 44

日本軍「慰安婦」・性暴力に関する国会図書館文献調査の報告

..... 日本の戦争責任資料センター研究事務局 55

国民基金ではなぜ解決できなかったのか 戸塚悦朗 68

——立法問題を中心に

東アジアの戦後和解は何に躊躇してきたか？

——「全面解決」における「謝罪」について

..... 石田隆至・張 宏波 87

【連載】歴史観×メディア＝ウォッチング④ 高嶋伸欣 98

——自公政権同様に検定制度虚偽答弁をする

川端文科大臣と黙認の文科省記者クラブ

【資料紹介】十五年戦争期・台湾の接客業

——『台湾日日新報』の記事より

..... 藤永 勝 75

【資料紹介】陸軍軍需品廠／陸軍衛生材料廠「星秘膏」 松野誠也 84

一、焦点としての「謝罪」

東アジアの戦後和解は何に躓いてきたか？ ——「全面解決」における「謝罪」について

石田隆至・張宏波

一九九〇年代半ばから始まつた中国人強制連行に対する裁判は、二〇年に及ぶ弁護士・市民らの地道な取組みで歴史的事実が日中双方で広く知られるようになり、裁判所でも事実が認定される機会が増えってきた。しかし、二〇〇七年四月、西松建設訴訟に関する最高裁判決で被害者の訴求権消滅が言い渡され、事実上法廷内解決の道が閉ざされた。今後は、法廷外での解決という更に困難な可能性が残されるのみである。その模索の手がかりとされたのが、同判決文の末尾に示された「付言」である。そこでは、被害者救済への努力を関係者に促しているが、最高裁が法的判断を回避し、対応を政府に委ねた点は、司法への信頼を一層損ねるものといえる。ただ、長らく戦後補償裁判に取組んできた高橋融弁護士らは翌年三月、この「付言」を活かした「政治解決」のための「全面解決提言」を発表した。他の強制連行訴訟が継続する一方で、「政治解決」への模索も進んでいるのが強制連行補償運動の現在である。

同提言では、二項目の要求がなされている。

- 一 日本国と加害企業は、先の大戦中、中國人被害者を中国から日本へ強制連行し、国内各事業場で強制労働させた事実を認め、謝罪の意思を表明せよ。
- 二 この謝罪の証として、日本政府と加

害企業及びそのグループ企業は、総額一千億円の基金を設立し、被害者・遺族への補償金の支払、強制連行・強制労働の調査・研究・教育及び未来を担う青少年の日中交流等の事業に充てよ。

要約すれば、政府と企業への「事実認定」と「謝罪」、その証としての「補償」（基金の設置）の三要求である。提言の「趣旨」では、基金を最低でも一〇〇億円とする理由等が述べられている一方で、「事実認定」「謝罪」のあり方への言及はそれほど具体的ではない。

しかし、戦後補償裁判や「従軍慰安婦」への「アジア女性基金」等において被害者や支援者から問題視されたのは、「補償金」よりも「事実認定」「謝罪」を巡つてであつたことに留意する必要がある。政府や企業が抵抗してきたのも「事実認定」「謝罪」であり、「金銭の拠出」への抵抗は二次的であった。眞の「全面解決」のために議論を尽くす必要があるのは、どのような「事実認定」「謝罪」であれば被害者に受け入れられるのか、という点であろう。この点を明確にしないと、政府や企業との交渉過程で、「事実認定」「謝罪」が曖昧化・骨抜き化され、「女性基金」の二の舞を演ずる恐れがある。

そこで、以下では、戦争被害への「補償」として金銭が拠出されながら、「事実認定」や「謝罪」が曖昧だとして問題となつた複数のケースを振り返り、被害者が求める「事実認定」や「謝罪」の内実について考察していく。

二、「アジア女性基金」の

問題点

「女性のためのアジア平和国民基金」（以下、「女性基金」と略記）の問題性については、既にある程度言及されてきたため、簡潔に振返つておくにとどめたい。

九〇年代前半に「従軍慰安婦」問題が大きく取り上げられ、戦後処理が未完であることが国内外の耳目を集めた。その中で、「従軍慰安婦」被害者への「謝罪」に基づく「補償」を目的とした「女性基金」が九五年七月に発足した。しかし、結果的には「謝罪」に基づく「補償」として受止められたとはいせず、とりわけ韓国や台湾では多数の被害者が「償い金」の受取りを拒否して終わった。国の責任や犯罪性が認められず、従つて「法的責任」ではなく「道義的責任」に基づく事業という曖昧な解決に終わつたためである。

また、被害者に支払われた一人二〇〇万円の「償い金」が政府拠出ではなく、民間募金から充當された点についても厳しい批判があつた。事業総額の一〇倍以上の広告・運営費が税金から拠出されたことを考えると、「償い金」を政府から拠出しない必然性はない。屈辱的被害に戦後も苦しみ続ける被害者側からすれば、政府の表明する謝罪や責任が曖昧化されるのは受け入れられなかつたのである。ただ、呼びかけ人の弁護士や有識者らが、こうした性格をもつ基金や謝罪のあり方に決

して満足していたわけではなく、むしろ不満さえ表明していた点に注目したい。不十分な側面を認めながらも、基金事業を推進したのはなぜか。自民党長期単独政権の崩壊後に登場した村山富市政権は、侵略戦争への公式謝罪として村山談話を発表した。同政権でなければ、今後「従軍慰安婦」問題を解決するのには極めて困難という「政治的事情」を重視したのである。ただ、同政権も保守勢力との連立である以上、抵抗は強かつた。妥協の末、被害者に金銭は提供されたが、謝罪や責任主体は曖昧化された。従つて、金銭の性格は「償い金」ではなく「見舞金」だと批判された。

「女性基金」が残した課題は、金銭以前の事実認定と責任の取り方、謝罪の性格にあつた。こうした問題点が、同基金に固有の問題ではないことを示すために、次に、中国人強制連行被害での最初の訴訟について検討する。

三、花岡訴訟の経緯

度が高く、『人民日报』を始め各種メディアがその努力を高く評価してきた。¹⁰ それだけに、「和解」後はその問題性についても大きく取り上げられた。¹¹ 日中間のこうした認識の差を明らかにしておくことは、文字通りの「全面解決」を実現する上で重要である。

同訴訟は、秋田の鹿島組花岡出張所に連行された九八六名の代表一一名（遺族を含む）が原告となつた。彼らは奴隸労働を強いられ、過酷な暴行・虐殺等に耐えかねて蜂起したが、鎮圧された。最終的に四一八名（四二%）が死亡し、強制連行全事業所の平均死亡率一七%を大きく上回る。戦後、暴行に関与した鹿島職員や警察等がGHQに逮捕され、BC級戦犯を裁く横浜国際軍事法廷が六名に絞り刑等の有罪判決を課した。企業の戦争犯罪が国際的に認定されていた点は他の戦後補償裁判に比べて有利な要素であった。

被害者は鹿島と八〇年代後半から交渉を行い、「事実を認めて謝罪」「記念館の建設」「一人五〇〇万円の賠償」の三項目を一貫して求めた。人権派弁護士と評された故新美隆氏や内田雅敏氏、外国人の人権問題の権威・田中宏氏や華僑の林伯耀氏らが支援し続けた。交渉の結果、九〇年七月五日に「共同発表」が取り纏められた。鹿島が加害の事実と責任を認めて深甚の謝罪を表明した点は、大きく報道された。他の要求については今後の検討課題とされた。しかしその後、鹿島の姿勢は一転して後退し、「事実認定」「責任」「謝罪」

「花岡訴訟」は、被告企業・鹿島建設との間に「画期的な和解」を成立させたとされることが多いが、実際には「女性基金」と共通する問題を抱えている。日本ではこの側面はそれほど知られていないが、中国では、中国人による最初の強制連行訴訟として、日本の市民団体の献身的支援、土井たか子など中国でも著名な政治家が関与したこと等から注目

のいすれも曖昧化させ、記念館建設や賠償の要求も拒否するようになつた。四年以上にわたる話合いが決裂し、蜂起のリーダーでもあつた耿諱氏を代表とする原告一一名が九五年六月に損害賠償請求訴訟を提起した。

一審は事実審理に入る前に敗訴となり、二審で、高裁から和解による解決が提案された。〇〇年四月に纏められた和解勧告書は、上記「共同発表」を再確認することが基調となり、原告らもこれに同意した。ただ、鹿島の消極的姿勢から最終和解条項の取り纏めに更に七ヶ月を要し、一月二九日に「和解」が成立了。鹿島が五億円を拠出した「画期的な和解」との論評が日本では支配的であり、弁護団等も当初は「勝利」と位置づけていた。¹²⁾

四、「和解」受入れを拒否する 被害者

ところが、「和解」成立後まもなく、原告代表耿諱氏を含む一部被害者らが「和解」受入れを拒否する事態が起き、現在も拒否の姿勢を変えていない。彼らは、「和解」が三要素を一つも実現しておらず、「事實を認めて謝罪」することなく拠出された金銭は「賠償金」たりえないと考えている。他方で、弁護団は、鹿島は事實を認めて謝罪しており、五億円は賠償金だと主張した。弁護団は原告の代理人として裁判で原告の要求を争うことを根本的な食違いが生じる事態に至った。ここ

でも金錢以前の責任や謝罪の次元で見解が対立しているが、単なる誤解や行き違いなのか？

もちろん「和解条項」について原告に事前に何も知らされなかつたわけではない。「和解」成立一〇日前の一月十九日、原告被害者・遺族は、北京で弁護団から「和解条項」最終案に関する報告を受け、同意していた。その報告の趣旨は、一月二九日に発表された新美弁護団長の「談話メモ」と「ほぼ同じ」であつたという。次節でその内容を検討するが、報告の場では、和解条項の原文も訳文も原告らに手渡されることなく、口頭での説明だけがあつた点をまず確認しておく。

原告が和解条項の訳文を実際に目にすることは、「和解」後、一〇日以上経つてからであった。「和解」を拒否する原告が表れたことは、事前に口頭で説明された和解条項の内容と、後に読んだ和解条項訳文との間に相違があると受止められたことを物語る。耿諱氏は和解条項訳文を読み、「欺かれ」と知つてショックのあまり卒倒し、入院した。「和解」一ヶ月後に北京で行われた被害者・遺族への報告の場では、後に「和解」を拒否する原告の孫力氏が不満を表明し、弁護団に説明を求めた。こうした混乱をもたらした「和解条項」の内容はいかなるものだつたのか？

五、曖昧化された「謝罪」

上記一月十九日の報告会では、最終「和解条項」は四月の「和解勧告書」と「趣旨においては何らの変更はなく、「原則は十分維持され」ているとの「口頭説明」が行われた。

「和解」の根幹となる「事実認定」や「責任」「謝罪」について規定している箇所は、「和解勧告書」では以下の第一項である。

一当事者双方は、一九九〇年七月五日の「共同発表」を再確認する。

「共同発表」では、「事実認定」や「責任」「謝罪」に関して、被害者も受入れられる内容であった。「和解勧告書」は、その「共同発表」を再確認しており、原告らが異議を唱えることもなかつた（訳文も配布された）。他方「和解条項」の第一項は次の通りである。

一当事者双方は、平成二年（一九九〇）

年七月五日の「共同発表」を再確認

する。ただし、被控訴人は、右「共同

発表」は被控訴人の法的責任を認める

趣旨のものではない旨主張し、控訴人

らはこれを了解した。（傍点は引用者）

このように、「和解条項」には、「和解勧告書」にはない「但し書」が追加されている。

「共同発表」で確認した「責任」は「法的責任」ではないとの断りが付加され、しかも被

害者側がそれを「了解した」と規定している。

鹿島職員はC級戦犯（人道に対する罪）として有罪判決を受けて法的責任が確定していた。¹³⁾その法的責任を否定すると、加害の事実も責

任も認めないことになり、従つて謝罪もなく、五億円も賠償と呼べないと、耿諄氏らは受止めた。

この但し書が付加されていながら、「和解条項」は「和解勧告書」と「趣旨においては何らの変更はな」と弁護団が説明したのはなぜだろうか？耿氏によれば、この点について弁護団から詳しい説明はなかつた。新美氏の「口頭説明」は、「和解」成立時に発表された「談話メモ」と「ほぼ同じ」であつたと田中氏が指摘している。具体的には、次通りである。

但し書で、法的責任について触れていますが、これは、鹿島建設側が当初、法的責任を認めた趣旨のものではないことの確認を求めて来たのに対し、これが拒否された上で表現されたものであつて、法的責任のないことを認めたものではありません。

法的責任を認めないと鹿島の主張を被害者側が受け入れたわけではない、と弁護団長は断つている。では、何を「了解した」のか？右「談話メモ」では明瞭ではないが、「了解した」のは鹿島に法的責任がないことではなく、法的責任がないという主張をしている事実についてであるという。弁護団はこうした「解釈」に基づいて鹿島が法的責任を取ったとし、従つて「謝罪」もなされ、五億円は「賠償金」であつたという主張を今も変えない。「和解の目的が得られさえすれば、

最終段階において、一方当事者の面子を安易に考慮する傾向があるが」等の新美氏の説明からも、「和解」という解決形態を採つた以上、鹿島と被害者双方の顔をある程度立てられるよう、曖昧で複数の解釈が成立つ文言に纏められたことが窺える。

しかし、この曖昧な文言、および日本語話者でも理解し難いような「解釈」について、訳文を見せられず、通訳を通じた口頭説明だけを聞いて、原告が理解できたとは考え難い。彼らは法律家ではないし、署名することさえ困難な原告もいた。複雑な法的「解釈」の後に「原則は十分維持され」と信頼する弁護団から説明されば、原告が信じて同意しても不思議ではないだろう。事実、曖昧な文言は複数の「解釈」を生んでしまつた。まず、弁護団が言うように、原告側が「了解した」内容が、「法的責任を認めない」と鹿島が主張している事実だとすれば、その主張に対する原告側の判断が盛込まれていない以上、争点である「法的責任の有無」については、宙吊りにされていることになる。「了解」という表現には、相手の主張を否定する意味あるいは含まれない。法的責任を認めないという鹿島の主張を否定しているという弁護団の「解釈」にはかなりの飛躍がある。

次に、耿諄氏らは、「和解条項」で、法的責任を認めないと鹿島の主張内容 자체を「了解した」ことになると受止めている。従つて、原告弁護団とは逆の「解釈」に立つ。從

そして、鹿島は「和解条項」でも、「和解」成立後の「コメント」でも責任や謝罪を否定している。曖昧な解決の問題性がここにも表れています。原告が現れたのは、このように「和解条項」が曖昧化されたことに加え、文面が事前に配布されなかつた点にも原因がある。訳文があれば、「口頭説明」を文面で確認した上で、同意するかどうかを決められたはずである。

六、なぜ訳文は配布されなかつたのか？

一般に、「和解」決着となる場合、最終的な「和解条項」を原告に見せて同意を得るのは、代理人の責務として基本的な手続きであろう。それを欠いたということは、もちろん「ミス」や「時間の不足」といった次元の問題ではなく、何らかの「意図」に基づく判断であつたと考えられる。この点に関する新美氏の直接的な言及は、次の通りである。

四月二日の骨子案（和解勧告書）引用者との関係では、原則は十分維持されており、細かな法技術的な条項の詰めについてまで原告からの承諾を要するものでもないと考えられ（そのため既に全権委任状をわざわざ和解交渉の開始に際して受け取つて）、通信報告にとどめることも当初考えた。しかし、中国側原告らは、あくまでも再度会議を開き直接報

告を受けたいとの強い意向であるとの報

に接した。そこで、一月十九日の会議

となつた次第である。⁽²⁵⁾

和解勧告を受けて最終「和解」の成立まで

七ヵ月を要し、抵抗する鹿島との交渉を反映

させ分量的にも相当の加筆があつた。にもか

かわらず、直接報告する必要はないとの判断す

るのは、代理人としての基本手順に反すると

言われても無理はない。全権委任状を得てい

たとしても「和解条項」を渡さない理由はな

い。支援者の林伯鶴氏は条項の訳文を渡さな

かつたことの問題性を認めるのみで、なぜ渡

さないことにしたのかは説明しない。⁽²⁶⁾

しかし和解前後の動向の幾つかを検討す

ると、その判断の内実がある程度窺える。

(二) 「誤訳」問題

「和解」当日、原告らの思いを表現した以

下の揮毫が弁護団によって掲げられた。

討回歴史公道（歴史の公道を取り戻し）

維護人類尊厳（人間の尊厳を守る）

促進中日友好（中日の友好を促進し）

推動世界和平（世界の平和を推進しよう）

一月十九日の報告会終了時に作成された

「人間の尊厳」や「世界の平和」を獲得して

いこうとの決意が伝わってくる内容である。

前二句と後二句を対句とする構成にして、それが強調されている。「和解条項」に記念館建設が触れられず、賠償金額が一桁少なかつ

た無念さが反映されているといえるだろう。

ところが、その際に付された訳文では、引

用者が傍点を付した箇所だけが対句構造を無

視して「守られた」と完了形であった。訳者

が中国語教授経験もある田中氏となれば、單

なる「誤訳」ではないだろう。「和解」後、

ある訴訟支援者が田中氏にこの点を直接確認

した場に筆者もいた。不適切な訳と氏は認め

たが今も訂正されていない。⁽²⁷⁾ 原告が「和解」

に満足していると伝えたかったのだろうか。

(二) 隠された「九行」

「和解」当日には、高裁の新村正人裁判長

の「所感」が発表された。二日後、支援団体

主催の報告会では「所感」が資料として配布

されたが、冒頭九行が白抜きにされていた。

直後の内容から、空白部分では、被害者と鹿

島の対立する主張が要約されていることが分

かる。筆者は田中氏に、空白部分はどのような

内容なのか、なぜ白抜きにして配布したか

尋ねた。後日、新美氏から「裁判所が公表し

ない」箇所であるとの回答を得た。公表した

「所感」に公開しない部分があるという説明

に疑問を抱き、マスコミに配信された「所感」

を取寄せたところ、空白部分が判明した。

控訴人らの主張の基調は、受難者は、

第二次世界大戦中の日本政府の方針、す

なわち戦時の労働力の不足に対応する

ため中国人俘虜等を利用するという国際

法に違反する扱いによって強制連行され

た強制労働に従事させられるとともに虐待を受けたというものである。これに対し、被控訴人の主張の基調は、花岡出張所における生活については、戦争中の日本国内の社会的・経済的状況に起因するもので、被控訴人は国が定めた詳細な処遇基準の下で食糧面等各般において最大限の配慮を尽くしており、なお、戦争に伴う事象については昭和四七年の日中共同声明によりすでに解決された等というものである。

(三) 中國紅十字会からの抗議文の非公表

和解条項第二項では、鹿島からの五億円の「基金」は中國紅十字会に信託すると規定された。同会に対しても、弁護団が一月一八日に最終「和解条項」の説明を行つた。「和

解」当日、同会は「和解」に関する見解を日本社会に表明するため、新美氏にアクセスで文書を託したが、同氏は公表しなかった。紅十字会の見解の結論は以下の通りであった。

被告側は和解協議の中で当然負うべき責任を回避する表現を加え、法廷は当時の歴史的事実と一九九〇年の「共同発表」の精神に反する「所感」を発表した。「花岡事件」の被害者としては、これに對して深い失望と遺憾の感慨を持たざるをえない。

第一に指摘できるのは、「失望」や「遺憾」という文言から分かるように、同会が「和解」内容に強い不満を抱いている点である。鹿島が法的責任を取らないことは不当だという認識も示されている。同会は事前に弁護団から説明を受けていたため、実際に発表された「和解条項」と「口頭説明」の内容が異なると受止めたことを意味する。「和解」拒否の原告が現れたのと同じ構図である。

第二に、新美氏が公表しなかったのは、利害関係人の紅十字会が「和解」内容を批判していることを伏せようとしたことを意味する。日本では「画期的」と評価されだが、全く逆の評価であっても利害関係人からの依頼を履行しなかつた点は、代理人としての責務に反する。その行為は代理人の域を超えて、弁護団が主体になつているとさえいえるだろう。

以上の動向は、いずれも「和解条項」に関

する弁護団の「解釈」を先に広め、異なる

「解釈」を阻止することになった点で共通している。

弁護団が自身の域を超えてまでそうできたのも、和解条項の曖昧さがあつてのことではないか。事前に訳文を渡していくれば、異なる「解釈」が提起され、反対する原告が現れて和解が成立しないことが想定されたのだろう。わざわざ北京を訪ねながら訳文を提示せずに口頭説明だけで済ませたことも、こうした文脈で理解すれば寧ろ整合的である。

とすれば、弁護団と原告との意見の相違は、「口頭説明」が不十分なものであつたとか、法的文書は「最低限の法的知識がない場合には、読み誤ることもあり得る」等といった次元の問題として片づけられないことが明らかである。原告に「欺かれた」と言わしめたような手順を弁護団が採つたのはなぜなのか。被害者の三項目要求は一貫していたが、頑迷な鹿島に対して一定の妥協にも応じた。鹿島が事実と責任を認めて謝罪するのであれば、賠償金の減額に応じ、記念館建設の断念を默認した。ただ「事実を認めて謝罪」することが根本だと主張し、達成できなければ敗訴でもよいとの意向まで弁護団に伝えていた。

しかし、弁護団は「責任」や「謝罪」を曖昧にしてでも、被害者全員が少しでも金銭を手にする方を優先した。複数の「解釈」が成立し和解条項を盾にして、鹿島が「責任」を取つて「謝罪」し、「賠償金」を払つたとの

ず、支援者や社会にも事実を知らせない対応を取つたものと考えられる。

もちろん、一〇年以上も被害者を支援し続けた弁護団が最初から「欺く」つもりであったとは考え難い。ただ、蓋を開けると、鹿島、原告、原告弁護団それぞれの「解釈」が相容れないものとなつた。「欺く」つもりはなかったとしても、それぞれに都合の良い「解釈」が成立つような曖昧な決着となり、原告の望んだ結果とは違つていた。

弁護団というもつとも身近な存在でさえ、被害者が何を根本に据えているのかを十分に理解しなかつた。あるいは理解していたが、妥協しても「仕方がない」と考えていた。金銭以前に、被害者にとつて「責任」や「謝罪」がどのような意味を持つのかを検討することの重要性がここでも明らかである。現実は厳しいという点を強調して基本的な部分で妥協した「女性基金」の結果とあわせて考える時、これは個別的な問題ではなく、日本の戦後補償のあり方の問題性であるといえよう。

それをいかに乗り越えていけばよいか、以下では、「平頂山裁判」を事例に考えていく。

七、原告が「主役」であった 平頂山裁判

一九三三年九月、中国・撫順に駐屯していた日本軍が平頂山村の住民三〇〇〇人余りを一斉に機銃掃射で虐殺した。この「平頂山事件」の生存者三名が、九六年八月に提訴した。

肉親が虐殺され、その後の人生で被つた心

身の苦痛に対する損害賠償を日本国に求めたが、最終的には〇六年五月に最高裁で敗訴となつた。しかし、原告ならびに中国側支援者は、かつて軍や政府によって隠蔽工作が図られた同事件が歴史的事実だと裁判所が認定した点にも、原告は一定の達成感を感じている。

ただ裁判という方法では、結果の勝敗にかわらず、原告三人に対する賠償請求が問われるにとどまる。三〇〇〇人の被害者を生んだ事件そのものの解決は法廷では争えず、政治的解決を求めるしかない。原告も弁護団もこの問題が後に控えていることを理解していた。弁護団が最終解決のあり方について原告に相談したところ、原告は「日本政府が事実に基づいた謝罪の碑を建てる」「日本国の費用で犠牲者の陵苑を設置する」ことを求めた。これに基づき、高裁審理の終了後、弁護団は平頂山事件自体の「要求事項」を纏めた。

日本政府は、一 平頂山事件の事実と責任を認め、幸存者及びその遺族に対して、公式に謝罪を行うこと。二 謝罪の証として、（一）日本政府の費用で、謝罪の碑を建てる。三 日本政府の費用で、平頂山事件被害者の供養のための陵苑を設置、整備すること。三 平頂山事件の悲劇を再び繰り返さないために、事実を究明しその教訓を後世に伝えるこ

と。

要求には個人賠償は含まれておらず、実現しても生存者・遺族が金銭を手にすることはない。この点を懸念した弁護団は「これらの要求が実現できたら、それを『平頂山事件の最終解決』だと言つてよいか」と確認した。その上で、原告らは「要求事項」に署名し、ある生存者は「これこそが、まさに私たち原告の望む平頂山事件の解決」と賛同した。

全く賠償金がなくとも、責任主体である日本政府が謝罪し、碑や陵苑など具体的な形に表すことができれば、被害者は受入れられる。

弁護団もこの原告の思いをそのまま受け止め、「謝罪」と「責任」だけを焦点に据え、賠償金獲得のために妥協して曖昧化する余地を残さなかつた。要求の主体、判断の主体はあくまで原告自身であり、日本側の「事情」を一切持ち出さず、原告の要求に徹しきつた点が、これまでのケースと大きく異なつてゐる。

八、中国側の世論・『南方週末』の記事から

平頂山事件への取組みは特殊なケースではなく、被害者や関係者の思いに基づいたものである点をさらに確認しておきたい。

二〇〇八年一二月四日、中国の社会問題に関する批判的論調に特徴がある『南方週末』紙に、「中国民間対日索賠突現拐点」（中国の民間対日賠償請求運動は転換点を迎えた）との記事が掲載された。^(五)冒頭に述べた中国人強

制連行問題の「政治解決」を志向する日本側の高橋融弁護士と、それに呼応する中国側関係者への聴取りを基にした記事である。

そこでは、「政治解決」への転換に関する中国側関係者の基本姿勢が確認されている。「政治解決なら、日本政府が参加しなければ意味がないし、まず日本政府の謝罪こそが解決の核心である」。そして、近年の裁判では事実が認定されるようになつた点が評価されている。他方、成功しなかつた解決として、花岡和解と大江山和解が言及され、その轍を踏んではならないことが強調されている。

花岡「和解」については、弁護団が「和解条項」を原告に見せなかつたことに関して、強制連行被害者組織の「労工聯誼会」会長代行・劉煥新氏（劉連仁氏の子息）^(六)が、「原告に対する侮辱だ」と批判している。さらに、鹿島が加害事實を否定していくと和解の前提が整つていらない点、「一括解決」のため鹿島の責任を二度と追及させない点等の問題を指摘している。「日本の平和運動は自分の分を超えて他人の権限を侵し、加害企業と和解を結んでしまつた」と、不満を表明している。

次に、大江山和解については、「謝罪、賠償、記念碑」という要求に加害企業が応じないため、花岡「和解」を教訓に原告六人に限定した“解決”だつたことが確認されている。支給された一人三五〇万円の「解決金」は賠償・補償の性格をもたないため、「今後の参考テキストとしてはいけない」とされている。

さらに、この二つの「和解」には日本政府がかかわっていない点も問題視されている。

劉氏は「政府の謝罪を『我々の要求の』第一に据えなければならない。そもそも金銭のためにやつてないと誤解されてしまう」と述べており、責任の所在や謝罪を何よりも重要視していることが示されている。

中国側関係者が、賠償金の有無や額以前にこうした点に敏感になつてゐるのはなぜか？日本では、「女性基金」の曖昧さが批判的になつたのに対して、花岡「和解」の曖昧さはそれほど問題視されてこなかつた。ただ、後者でも一旦その曖昧さが批判されると、弁護団はそれが許容される、あるいは「仕方のない」曖昧さとして正当化した点は共通している。曖昧さに敏感な被害側と寛容な加害側という構図が浮かび上がる。「女性基金」推進者や花岡弁護団らが最初から責任や謝罪を軽視していたわけではない。ならばなおさら、被害側が求める事実認定や謝罪の内実と、加害側が受け入れるそれとの間には根本的な「開き」があることになる。こうした問題意識を中国側は伝えようとしているといえる。

九、正当化の論理を越えて

「責任」や「謝罪」を巡る被害側の認識が予期された以上に厳格であった場合、加害側は幾つかの正当化の論理を持ち出した。

第一に、政治的条件。「女性基金」では、

村山政権の誕生を千載一遇の機会と捉え、不十分さはあつても被害者への「償い金」交付の実現が優先された。花岡「和解」では、必ずしも満足できる内容ではないが、日中間で最初の解決として「歴史的意義」を有する等の理由から、目標は達成されると説明された。

いすれも不十分な側面を自覚していく上で、性格の曖昧な金銭解決を容認した。戦争責任を回避しようとする日本の根強い政治文化を考えすれば、多少の曖昧さもその結果によつて補いうるものと判断された。しかしいずれも、被害側はもちろん日本側からも大きな反発を招いたことは先に見た通りである。

第二に、数の論理。「女性基金」では、韓国や台湾でこそ多數が「償い金」の受取りを拒否したが、フィリピンやインドネシア、オランダでは多くの被害者が「感謝」さえ示しながら受取ったことが強調された。花岡「和解」でも同様に、「和解」拒否者はごく少数であり、大多数が受入れた事実をもつて、その正当性の根拠とされている。

しかし、基金や「和解」に不十分な点があると自認しているのであれば、受入れた人々も複雑な思いを抱いていることに目を向ければならない。今も戦争被害に苦しみ、経済的に困窮した状況にある被害者が、内容には不満だが金銭を受入れることがあつても不思議ではない。その点を批判する者はいないし、批判する権利は誰にもない。「金銭の受け入れ」を「謝罪や補償のあり方への評価」へ

と短絡させるのは恣意的ではなかろうか。

そもそも、不十分さを承知していたのなら、「基金」や「和解」を拒否した人の声にこそ真摯に耳を傾け、対応していく必要がある。彼らにとつては何も解決にはなつていなければ、彼らは「謝罪」や「責任」の内容について異議を唱えているわけだから、受入れた人数が多いという正当化は筋違いである。

第三に、「ステップ」論。花岡弁護団は、「和解」には不十分な点があるが、ステップとして評価できると強調してきた。

この和解は、中国人被害者を完全に満足させるようなものではなかつた。しかし次のステップ——例えば、企業と国家が各五〇億マルク抛出し、一〇〇億マルクの記憶・責任・未来財團を作つたドイツの例——としての意味を持つものであつた。

ステップとしての「和解」の意義を強調するが、いかなる意味でステップとなるかは明確にしない。そもそも鹿島が法的責任を認めず、謝罪も賠償も曖昧化された点は、今後の全面解決の反面教師でしかない。だとすれば、最初の中国人強制連行裁判である花岡訴訟で最高裁まで持込んで敗訴になれば、他の戦後補償裁判の道を閉ざすため、不十分でも受入れて「捨て石」——「ステップ」になれという意味だろうか。

たとえ勝訴したとしても、失われた四一八人の生命、遺族の苦難、生存者の台無しにさ

れた人生は取戻せない。それでも裁判で鹿島に謝罪を求めたのは、踏みにじられた尊嚴を僅かでも取戻す唯一の方法であつたからである。それは何かで代替できる次元の要求ではないことを、「ステップ」という説明を持出する人々は本質的に見落としている。ましてや自身を「捨て石」にせよというのは運動側の論理でしかない。この被害者不在の姿勢が、原告に条項の訳文さえ見せず、今もその意図を明らかにしないことに通じるのではないか。

第四に、代案要求論。「女性基金」の方を巡って、市民やマスコミ等から、国による賠償も法的責任の認定もない点が強く批判された。代案要求論はその反批判である。

「基金がダメだったのなら、何がありえたのか。〔中略〕それはどれだけの実現可能性があつたのか」と。高齢化する被害者の存命中に「償い」を果たす可能な方法が他にない以上、やむを得なかつたとの正当化である。

花岡弁護団も同様である。「この問題の解決に向けてどうしようというのか。〔中略〕彼らはただ批判をするだけで、何ら具体的な動きはしてこなかつた」。⁴⁵問題点を指摘されると反批判を行うが、「和解」を拒否する原

告の異議や要求には応じようとはしない。

そこには、立場の転倒があることが意識されていない。謝罪や賠償とはあくまで加害側が示す最低限の誠意であり、逆ではない。精一杯努力した結果だとしても、被害側が受けられる次元に達していかなければ、謝罪や賠

償たりえない。性奴隸化や強制連行に伴う深刻な被害を考えればなさらである。不十分なまま押しつければ逆の意味さえ持つ。従つて「他に方法がない」「代案を出せ」という主張は開き直りでしかも、そうした態度は被害側の基本的な要求に沿わない。危惧されるのは、歴史問題の解決のために行動してきた「良心的」「人権派」の人々でさえ、これほど基本的な点を認識できないことである。

第五に、「法的責任」を取ることは困難といふ論理。「女性基金」呼びかけ人は法的責任を取ることができないのはやむをえないと主張するが、日本は戦前にハーベー陸戦条約を批准しており、戦後のBC級戦犯裁判でも同様の根拠で戦犯が裁かれた。また、司法判断の現状を踏まえた場合に困難であるとしても、政治解決においては全く不可能とはいえない。

他方、花岡弁護団は、評価の高いドイツの財團基金でさえ法的責任を認めていない点を引合いに出して、「和解」で鹿島が道義的責任を認めたことを賞賛している。

「共同発表」で鹿島建設は〔中略〕企業としての責任——それが法的責任でなく、道義的なものであるとしても。なお、ドイツの「記憶・責任・未来」財團も法的責任ではなく、「歴史上の責任」と表現している——を認め、深甚な謝罪をなしている。⁴⁶

しかし、道義的責任と法的責任を区別して前者に責任をとどめようとする鹿島の姿勢を、弁護団は控訴審で厳しく糾弾していた。⁴⁷法的責任があると判断したから裁判に持ち込んだはずである。道義的責任のみを認めた点を「評価」すれば、鹿島と同じ立場になる。ましてや、ドイツの財團基金が道義的責任に限定された背景には、戦後ドイツが不十分ながらも立法措置を取り、数兆円規模の補償を行つてきた事実がある。その前提を捨象して花岡「和解」と同列視するのは恣意的ではないか。

以上のように、曖昧解決をやむを得ないとする正当化は、被害側の要求との「落差」を埋めることができない。この落差は、「償うことが不可能なものへの償い」を求める被害側の切迫性を、日本側が捉え切れていないうことを意味する。「基金」や「和解」を拒否した主張にこそ、日本側が取るべき責任とは何か、償いきれないものを償うためには何が必要かを考えるための本質が示されている。被害者が受けた心身の傷は本質的に「回復不可能」であり、その苦しみは今も続いている。殺された者は要求さえできない。

他方で、可能なものもある。事実や責任を明確にすること、責任に基づいて謝罪し、再発防止措置を取ること、これらは不可能なことではない。困難ではあるが「可能のこと」である。問題は、原状回復の「不可能」性に対して「可能のこと」さえ曖昧化する姿勢である。「可能のこと」の実現には大きな苦痛が伴うであろうが、被害者の被つた原状回復

不可能な苦難に見合った努力が求められている。

花岡被害者の三要求はいずれも「可能なこと」だが、曖昧化しないと和解が成立しないことを原告にありのまま報告することもなければ、選択を原告に委ねることもなかつた。その上「可能のこと」を実現したかのように「見せかけた」点で問題は更に深刻であった。どのような謝罪や補償を行うかはあくまで日本側の問題であるが、少なくとも被害側の意向を尊重して受け入れの判断を委ねること、「可能なこと」を実現するための「痛み」を引受けること、これらが「全面解決」を進めることの日本側の姿勢に不可欠ではないだろうか。

(いしだ・りゅうじ／亜細亞大学ほか)
(ちゃん・ほんば／明治学院大学)

(1) 一九四四年夏、広島安野発電所建設工事に三六〇人の中国人が奴隸労働を強いたれ、二九名が死亡した。

(2) 「本件被害者らの被つた精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった一方、上告人は前述したような勤務条件で中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、更に前記の補償金を取得しているなどの諸般の事情にかんがみると、上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待される」(<http://www.coverts.go.jp/hanrei/pdf/20070427134258.pdf>)。

なお「補償金」とは、中国人を使役した土木建設業者団体が、中国人を入れに伴つて損害が生じたとして、戦後に政府から取得した巨額の金銭のことを指す。

額の金銭のことを指す。

(3) <http://www.suopei.jp/saiban/renko/teigen.html>

(4) 本誌六四号で強制連行全国ネットの永村誠朗代表は「多くの戦後補償問題の中で、中国人強制連行事件は現実的に最も解決しやすい問題である」と述べる([中国人強制連行・強制労働事件 全面解決への展望]二〇〇九年、二四頁)。立法措置に基づく補償を避けたい日本政府であつても、加害企業に未払い賃金や補償金を支払わせる形となれば、ドイツ型基金として政府が応じる可能性があるという。統いて「但し、必要なのは政府の曖昧さのない誠実な謝罪の言葉である。それなくしてこのような解決を被害者は絶対に受け入れないであろう」と謝罪のあり方にも言及しているが、立法措置の回避を許容した上での「曖昧さのない誠実な謝罪」の内実を検討する必要があるだろう。

(5) 例え、金富子・中野敏男編『歴史と責任—「慰安婦」問題と一九九〇年代』(青弓社、二〇〇八年)。

(6) 呼びかけ人の一人で法学者の大沼は、事後法で処罰しないことが近代法の根本原則だとして「法的責任」を適用できない事情を説明するが(大沼保昭「慰安婦」問題とは何だったのか—メディア・NGO・政府の功罪」[中央公論新社、二〇〇七年]一七四〇五頁。以下、同書を「慰安婦」と略記)、日本は戦前にハーゲン陸戦条約を批准している。

(7) 戦後補償問題を、政府だけでなく国民的な解決とするために、国民からの募金とい

う機会を設けたとの意義は理解できる。しかし、政府が「償い金」を拠出することとは両立可能である。

(8) 大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』(東信堂、一九九七年) iii～v、三五五頁など。

(9) 「基金」で問題が解決されたとは考えていないのは被害者だけではない。近年、欧米や韓国、台湾等の議会で「従軍慰安婦」問題に関して、日本が公式に責任を認めるべきとする決議が相次いでいる。

(10) http://www.people.com.cn/item/huagang/huagang_huagang.htm

(11) http://japan.people.com.cn/zhuanti/Zhuanti_43.html

(12) 「和解」成立の二日後に開催された報告会は「花岡裁判勝利緊急報告集会」とされた(傍点引用者)。また、和解当日の新美氏の「談話メモ」では、「歴史的に見ても文字通り画期的なもの」とある。なお、以下で検討する同和解関連文書は、<http://www.jca.apc.org/hanaokajiken/index%20of%20materials.htm>で全文を参照できる。

(13) 「和解条項」では、記念館建設については「一言も規定されていない。原告は最後まで要求したが、新美氏はこれにこだわると「和解」が成立しないと説得し、原告が断念を黙認した経緯がある(晏子著、[山邊悠喜子訳]「尊厳—半世紀を歩いた「花岡事件」」[日本橋報社、二〇〇五年]三五六～八頁。以下、同書を「尊厳」と略記)。「和解」を受入れた原告も「我々には鹿島に対する三項目要求を

- 重ねて主張する権利がある」と主張しており、記念館建設断念について決して納得していないかった(一〇〇〇年一二月一七日の集会での原告・王紅氏の発言^{http://www.jca.ac.org/hanaokajiken/wanghon.htm})。
- (14) 田中宏「花岡和解の事実と経過を贈る」『世界』一〇〇八年五月号)二七四頁。
- (15) 林伯耀「大事な他者を見失わないために」『世界』一〇〇八年七月号)三〇一頁(以下、同論文を林「世界」と略記)。
- (16) 耿諱「厳正に表明する」(一〇〇三年三月一四日)野田正彰「虜囚の記憶」みすず書房、二〇〇九年、一三二頁(以下、同書を「虜囚」と略記)。
- (17) 新美氏が「和解条項」第一項に言及すると、孫力氏は約一ヶ月前の説明と内容が異なると指摘した。その際、和解条項の訳文をなぜ渡さないのかと発言しており、和解後の二月末の時点でも弁護団による訳文が配布されていないことが窺える(原告が目にしたのは、在日留学生による訳文)。なお、新美氏は日本語のままの「談話メモ」のコピーを原告らに配布していた(当日の録音テープから)。
- (18) 新美隆「花岡事件和解研究のために」(専修大学社会科学研究所月報)四五九号、二〇〇一年九月)三一頁(以下、同論文を「専修」と略記)。
- (19) 戸塚悦朗「人権侵害に関する不処罰問題」(ICJ国際セミナー東京委員会編「裁かれるニッポン——戦時奴隸制 日本軍「慰安婦」・強制労働をめぐって」日本評論社、一九九六年)四四八頁。なお、対日講和条約

を批准した日本は戦犯裁判の結果を受諾しているため、裁判所がこうした内容を盛り込ませた点には法的問題が残る。

- (20) これは原告固有の解釈ではない。和解当日の『朝日新聞』夕刊記事「鹿島、救済基金へ五億円 法的責任は認めず 花岡事件和解案」では、「和解案は『法的な責任を認めるものではない』とする従来の鹿島側の主張を受け入れ、元労働者側はそれを『了解する』という形で合意した」とある。

- (21) 「和解の内実は会議で新美が説明した内容とまったく異なる」(耿氏)、「[弁護士は]一月一七日に達成された和解の具体的な内容について報告します、事実上、『勧告書』の内容とほぼ同じです、と言った」(孫氏)、「虜囚」一三三～三六頁。
- (22) 「鹿島建設側がそのように主張しているという外形的事実を生存者・遺族らが『了解する』という文言で落ち着いた」(内田雅敏「花岡事件高裁和解についての代理人弁護士の見解——完全な解決以外一切の過渡的解決を排除する態度は正しいか」)〔『情況』七六号、二〇〇八年九月〕一二九頁。以下、同論文を「情況」と略記)。

- (23) 「花岡高裁和解を批判する人々は高裁和解で鹿島建設側に謝罪がない、責任を認めていない、等々と言う。しかし、それが事実に反することは(以下略)」内田雅敏「花岡高裁和解を戦後補償の突破口に」(『毎日新聞』〇八年九月八日夕刊)。
- (24) 「専修」三六頁。
- (25) ^{11134/}<http://www.kajimaco.jp/news/info/hamanaka-j.html>

[\(26\) 原告弁護団は、「裁判上の和解」にはこうした曖昧さが伴うものであると説明しているが\(『情況』一一九～二〇頁\)、「和解」成立以前に「裁判上の和解」のそうした特性について原告にはつきりと説明していたかどうかが問われる。](http://www.infzm.com/content/20829)

- (27) 「専修」三一頁。
- (28) 「最終和解条項文案を中文翻訳して会議参加者に配布していれば、現在につづく『和解』経過への誤解の一端は避けられたであろう。中国人の当初の基本的要求は貫徹されたという自信とおどりが、この些細な作業を怠つた私の原因である。関係者に無用な誤解を与えた責任の重さを感じ、今後の教訓としている」(林「世界」三〇一頁)。
- (29) 内田氏の最近の論考でも誤訳のまま引用されている(『情況』一二二一頁)。
- (30) 二〇〇一年二月三日の内田氏への聴取り音声記録。

- (31) 「尊嚴」三七一～二二頁。
- (32) 「専修」三五頁。
- (33) 「尊嚴」三五五頁。
- (34) この項は、平頂山事件訴訟弁護団「平頂山事件とは何だったのか」(高文研、一〇〇八年)に基づく。特に、一二九～三一頁、一六一～六二頁を参照。
- (35) [\(36\) 京都の大江山ニッケル鉱山に連行された中国人被害者が日本冶金工業に対し謝罪と賠償に統く\)](http://www.infzm.com/content/20829)

たは拙稿「日韓国交正常化交渉における個人請求権について」（『強制労働真相究明全国研究集会』「名簿」「供託金」問題を中心として』、二〇〇九年七月二十五・二六日発表レジメ）を参照されたい。

(16) 例えば、名古屋の三菱重工業に運行された元朝鮮女子勤労挺身隊を原告とする訴訟に対する二〇〇七年五月三一日付の名古屋高等裁判所判決、富山の不二越に連行された元朝鮮女子勤労挺身隊を原告とする訴訟に対する二〇〇七年九月一九日付の富山地方裁判所判決を参照されたい。

(17) この点に関連して、盧武鉉政権による「過去事清算」への対応については、堀山明子『盧武鉉政権の韓日過去事処理－韓日協定文書公開と被害者救済の決定過程を中心として』（国民大学校大学院、修士学位論文、二〇〇八年、ソウル）が詳しく分析している。

(18) 一九五八年五六月の板垣修外務省アジア局長の国会での発言。拙著『戦後日韓関係国交正常化交渉をめぐって』（クレイン、二〇〇五年）九二頁。

(19) 康成銀「〈朝鮮史から民族を考える〉二五）文化財返還問題・上」（『朝鮮新報』（日本語ウェブ版）二〇〇八年一〇月三日付）。なお、康成銀は日本が一九七〇年にユネスコ総会で採択された「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約」に日本政府が二〇〇二年九月に加入了した事實を指摘した上で、次のように述べた。

「日本は、盜難など不法に搬出した文化財だという証拠があれば、それらを所有者に返還され

する義務がある。まずそのような文化財の所在と流入経路について徹底的に調査するなど、返還の前提となる条約の国内的履行のためのより具体的な措置を講じなければならない」（康成銀「〈朝鮮史から民族を考える〉二六）文化財返還問題・下」（『朝鮮新報』（日本語ウェブ版）二〇〇八年一〇月六日付）。

(20) 日本における朝鮮文化財問題については研究が少なく、解明されるべきところが多い。このような現状において、二〇〇九年八月一二日より一月二九日まで高麗博物館が企画展「失われた朝鮮文化遺産－植民地下での文化財の略奪、流出、そして返還・公開へ」を開催したことは注目に値する。

(21) 「特例法」第九条の強制退去の条件のうち、「在日韓国人の法的地位協定」第三条に含まれていないのは、C項の「營利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者」及び「麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して三回以上刑に処せられた者」などの条項のみである。

(21) 国連世界食糧計画（WFP）のホームページhttp://www.wfp.or.jpを参照されたい。

(97頁より続く)

(38) 同基金は、原告一一名だけでなく全ての被害者を対象とする点が特徴である。和解条項第五項では、和解によつて全てが解決され、今後の一切の請求権を放棄し、他の被害者から請求があつた場合は原告と紅十字会が解決することが規定されている。

(39) 『専修』二八頁。

(40) 正確には、インドネシアでは「高齢者福祉施設の整備事業への支援」として、オランダでは「医療福祉支援費」として拠出された。

(41) 『慰安婦』一六九頁ほか。

(42) 「支給を受けた大多数の被害者・遺族をも批判・攻撃するのか」『情況』一二二二頁。

(43) 内田、前掲『毎日新聞』。

(44) 『慰安婦』一三六頁。

(45) 『情況』一二三頁。

(46) 『情況』一二二二頁。なお、和解条項で鹿島が法的責任を認めたと新美氏は説明しているが、本引用箇所では同じ弁護団の内田氏が、鹿島が法的責任を認めてはいないことを示唆している。

(47) 「道義的責任は法的責任を否定した空さを埋めるための言葉として使用されているだけで、その具体的な内容は一切語られていない。つまり平たく言えば、道義的責任が法的責任を否定するためのダシとして使われているにすぎない」（『控訴理由書』一九九八年六月二二日、三六頁）。

(37) 強制連行の被害者である劉氏に対して当時の政府は、強制連行を認めようとせず、劉氏に手紙と一〇万円を届けて「解決」を図ろうとしたが、同氏はこれを受入れずに帰国し

編集後記

◆一九〇五年八月二三日、韓国併合に関する日韓条約が調印され、二九日に韓国併合の詔書が発布されました。ここに朝鮮半島は日本の植民地とされたのです。ちょうどそのころ、「時代閉塞の現状」書き終えた石川啄木が「地図の上朝鮮國にくろぐろと墨を塗りつつ秋風を聴く」と詠んだのは九月のことでした。

それから来年がちょうど一〇〇年にあたります。韓国を併合した日本の植民地主義は過去のものと言えるのでしょうか。今日の日本は、それを克服したのでしょうか。NOとしか言えなのが現実でしょう。去る一〇月に本セントラル主催のシンポジウムでパネラーとしてお招きした四人の方々に、改めて論文として執筆していただきました。シンポジウムでの報告のみならず、力作をお寄せいただいたみなさんにお礼申しあげます。

また本号には、この春に三〇人余りのボランティアのみなさんの協力を得ておこなった国会図書館の日本軍「慰安婦」関係文献調査の報告を掲載しました。日本国内でも、まだまだ調べなければならないことがあることがわかりました。まだ残している文献も多数ありますので、近いうちに再度、みなさんの協力を得て調査をおこないたいと考えています。

「和解」をめぐつてなかなか複雑な事態がありますが、花岡事件の和解については厳しい批

判もあります。この問題について問題提起の論文が投稿され、編集部としても戦後補償問題に取り組む日本人として真摯に受け止めなければならぬ問題と考え、本号に掲載しました。率直かつ建設的な議論ができればと思います。

(歩)

◆二〇〇九年一二月、唐突に沖縄に行く機会を得た。それまで一度も沖縄を訪れたことのなかった筆者は、せっかくなので、できるだけこの機会を「知見」を得ることに費やそうと決めた。

とはいえ余り遠くにも行く余裕もないのに、那覇市からほど近い普天間飛行場を目指すことにした。那覇市内から車で一五分ほど北上し、飛行場近辺に到着した。車を降り、歩いてみると飛行場沿いの歩道は迷いようのない一本道だが、思っていたより距離がある。歩いてみてはじめて、普天間飛行場がいかに広大な敷地であるか、いまさらのように理解出来た。

一九九六年、沖縄に関する特別行動委員会が、

在日米軍基地であり続いているし、普天間問題はいつしか「返還」から「移設」にすり替わっていった。民主党政権は、こうした沖縄県民の総意にどうこたえていくか。普天間問題を通して、在日米軍再編や米軍基地のあり方がどう見直されることになるのか。しばし注視したい。(風)

季刊 戦争責任研究

No.66 (2009年冬季号)

発行人 荒井信一

発行所 日本の戦争責任資料センター

〒169-0075

東京都新宿区高田馬場1-28-7

高田馬場ヒルサイドパレス607

TEL&FAX 03-3204-7477

郵便振替 00930-3-98104

メール jwrc@mua.biglobe.ne.jp

<http://space.geocities.jp/japanwarres/>

印刷所 太陽印刷工業株式会社

2009年12月15日発行 定価1,020円(税210円)

維持会員(年間一口2万円)と会員(年会費7,000円)には無料で配布します。

第67号の予告

「特集 韓国併合を問い合わせ直す(仮)」

国会図書館調査報告(続)

靖国神社への合祀基準の歴史的変遷

など